

プレスリリース

4年ぶり開催

12月 10 日(日) 新潟県警察本部・各管轄区域の警察官・地域の 歯科医師・海上保安庁合同で身元確認研修会を実施します。

=遺体識別番号からお名前を取り戻しご家族の元へ= ~人としての尊厳を取り戻す~ 講師 神奈川歯科大学法医学講座歯科法医学分野 山田 良広教授

東日本大震災から 12 年: その人的被害は令和5年3月10日警察庁発表の資料では、遺体の総数 死者 15,900 人 行方不明者 2,523 人となっています。身元が判明したご遺体を身元確認の手段によって分類すると、身体的特徴や所持品等に よる確認が 88.6% 歯科の所見による確認が 7.9% 指掌紋(ししょうもん)による確認が 2.4% DNA 型による確認が 1.1%です。

高度損傷遺体の個人識別:発災後1ヶ月を経過すると、腐敗などによって著しく損傷した遺体が多くなり、顔貌や着衣・所持品などに基づく身元確認は困難になります。また、指紋・掌紋については、生体の軟組織を利用するため、時間の経過とともに適用できないケースが増加します。このような高度損傷遺体に対しては、DNA型検査および、歯科的個人識別・歯科治療痕による個人識別が有効になります。

歯科的個人識別の有効性: 東日本大震災では DNA 型による個人識別の実績が 1.1%と少なかった。その理由は行方不明者の 生前 DNA 試料が居住ごと津波で失われているケースが多いためです。これに対して、歯科的個人識別の生前資料は診療録(カルテ)であり、かかりつけの歯科医院が無事であれば、適用することが出来ます。





一般社団法人新潟県歯科医師会 担当 災害警察歯科 山田 〒950-0982 新潟市中央区堀之内南 3-8-13 TEL 025-283-3030 FAX 025-283-6692

令和 5 年度新潟県警察歯科医会身元確認研修会 日程

日時 令和 5 年 12 月 10 日(日) 午前 10 時 00 分~午後 4 時 10 分

会場 新潟県歯科医師会館 会議室

10:00【開会・挨拶】 (10分)

新潟県歯科医師会会長 松﨑正樹

新潟県警察本部刑事部捜査第一課検視官室長 高野寿夫

新潟大学死因究明教育センターセンター長 高塚尚和

10:10~ 11:10【講義1】 (60分)

『歯科身元確認の重要性』

神 奈 川 歯 科 大 学 法 医 学 講 座 歯 科 法 医 学 分 野 教 授 U 田 良 広 11:10~ 12:10【講 義 2】 (60 分)

『デンタルチャート作成』

神奈川歯科大学法医学講座法医学分野講師 山本伊佐夫

12:10~ 13:00【昼食・着替え】

13:00~ 14:20【実習1】 (80分)

事例ファイル実習/遺体マネキン実習

14:30~ 15:50【実習2】 (80分)

遺体マネキン実習/事例ファイル実習

15:50~ 16:10【質疑·講評】 (20分)

16:10【閉会】

新潟県歯科医師会専務理事 佐藤圭一